

議案第66号関連資料
財産区有土地の処分について

1 要 旨

松陰村財産区が所有する土地の売り払いにつき「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」(予定価格4000万円以上で1件5000㎡以上の土地の売り払い)に基づきまして、議会の議決を求めるものです。

2 処分しようとする土地の表示

所在地	地目	面積(実測) (㎡)
明石市大久保町松陰字皿池339番16	原野	1,153.92
明石市大久保町松陰字皿池339番17	原野	110.89
明石市大久保町松陰字皿池339番18	原野	4.62
明石市大久保町松陰字皿池339番19	溜池	1,685.32
明石市大久保町松陰字袋谷340番37	原野	1,161.44
明石市大久保町松陰字袋谷340番38	原野	244.00
明石市大久保町松陰字袋谷340番39	原野	1,986.71
合 計		6,346.90

3 処分しようとする土地の処分価格及び相手方

処分価格 48,687,657円

処分相手 神戸市垂水区名谷町字前田953

西日本高速道路株式会社 関西支社 第二神明道路事務所
所長 梶房 宜昭

4 処分の目的

西日本高速道路株式会社がおこなう第二神明道路拡幅事業用地及び同事業に伴う石ヶ谷墓園への迂回路用地として。

5 処分の日程

令和4年8月23日に処分予定者と仮契約を締結しております。

第2回定例会(9月議会)での議決を条件として、本契約が成立する内容となっています。

【参考】 処分しようとする土地の付近見取図

